

令和3年度あきたエコマネジメントシステム の取組結果について

生活環境部環境管理課

1 はじめに

「あきたエコマネジメントシステム」では、県自らが行う事務・事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、「秋田県庁環境方針」に掲げる4つの柱である「総合的な環境保全施策の推進」「事業活動における積極的な環境配慮の実施」「秋田県庁環境保全率先実行計画の推進」「環境関連法規等の順守」に基づき取組を進めている。

秋 田 県 庁 環 境 方 針

秋田県庁は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。

(1) 総合的な環境保全施策の推進

「自然と人との共生可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成」、「地球環境保全への積極的な取組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第3次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施

公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。

(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

オフィス活動において、秋田県庁環境保全率先実行計画を基に、省エネルギー・省資源やグリーン購入を推進し、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境関連法規等の順守

環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。

2 適用組織（令和3年度）

部局等	適用組織数
知事部局	147
行政委員会	7
教育庁	24
県立学校	53
警察本部・警察署	46
合計	277

3 主な取組内容及び結果

(1) 総合的な環境保全施策の推進 【資料2】

環境保全施策を推進するため、57の事業において環境目的・目標を設定しており、40の事業で目標を達成している。(目標達成率：71.2%)

環 境 目 的 の 分 類	事業数	目標達成数	目標未達成数
① 自然と人との共生可能な社会の構築	8	5	3
② 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の形成	34	29	5
③ 地球環境保全への積極的な取組み	7	2	5
④ 環境保全に向けての全ての主体の参加	8	4	4
合 計	57	40	17

※分類が複数ある場合は、主たる分類のものに計上した。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施(秋田県公共事業環境配慮システムの運用)

【資料3】評価対象132件の対象工事で509事項の環境配慮をすることとして計画し、497事項で実際に配慮され、その配慮率は97%であった。

○対象：県が実施する道路の整備事業など17事業種(21種類)のハード事業
(計画・設計段階 500万円以上、施工段階 8千万円以上の事業)

- ・評価対象事業数 132件(令和2年度137件)
- ・平均選択事項数 3.9事項※(令和2年度4.4事項)
※環境配慮事項の見直しを行い、平成29年度から事項数を絞り込んだ
- ・実施配慮率 97%(令和2年度97%、目標配慮率：90%)
- ・秋田県公共事業環境配慮システム連絡調整会議 令和4年5月21日書面開催

(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

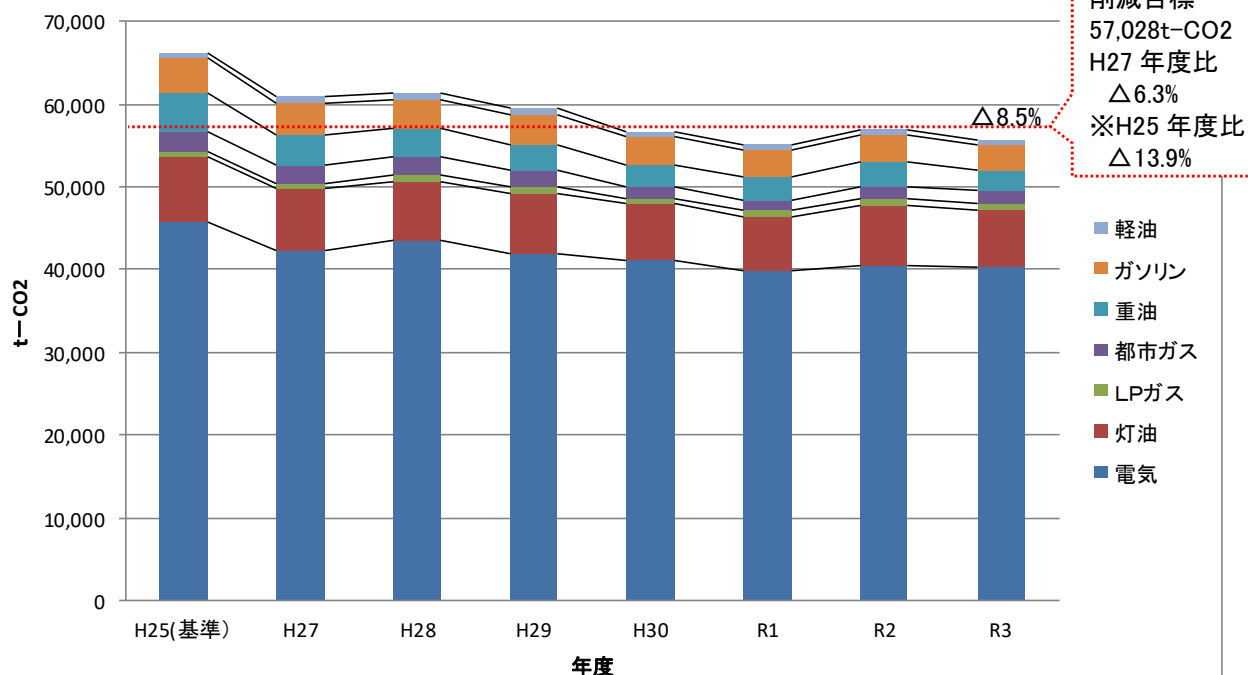
①目標管理組織のCO₂排出量の削減(第三期実行計画の算出方法による)

○令和3年度までに、県の事務・事業の実施に伴うCO₂排出量を平成25年度基準で13.9%削減することを目標としている。(令和3年度CO₂排出量目標57,028t)

○年度毎の削減目標は、平成27年度実績との比較とし、令和3年度のCO₂排出量は、8.5%の削減(平成27年度比)となった。

項 目		H27年度 実績	R3年度			CO ₂ 排出量(t-CO ₂)換算		
			実績	削減率	削減 目標	H27年度	R3年度	削減率
電気(kwh)		70,602,502	67,179,655	4.8%	8.0%	42,362	40,308	4.8%
燃 料	灯油(ℓ)	2,961,037	2,749,554	7.1%	2.5%	14,004	11,643	16.9%
	LPガス(kg)	211,737	267,812	△26.5%				
	都市ガス(m ³)	979,246	702,716	28.2%				
	重油(ℓ)	1,406,412	895,059	36.4%				
公用车 等燃料	ガソリン(ℓ)	1,654,287	1,348,016	18.5%	2.5%	4,514	3,775	16.4%
	軽油(ℓ)	260,520	249,619	4.2%				
CO ₂ 排出量(計)						60,880	55,726	8.5%

県庁のCO₂排出量年度別推移(目標管理組織)



(単位：t-CO₂)

	H25 (基準)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気	45,656	42,362	43,602	41,874	41,003	39,830	40,568	40,308
灯油	7,968	7,370	6,986	7,379	6,895	6,570	7,173	6,844
LPガス	532	635	763	737	689	728	778	803
都市ガス	2,463	2,188	2,247	2,012	1,416	1,328	1,560	1,570
重油	4,790	3,811	3,388	3,147	2,578	2,685	2,876	2,426
ガソリン	4,143	3,841	3,600	3,639	3,429	3,377	3,240	3,130
軽油	709	673	679	651	631	612	600	645
合計	66,261	60,880	61,265	59,439	56,641	55,130	56,795	55,726

※ 第2次秋田県地球温暖化対策推進計画の基準年度は平成25年度である。秋田県庁環境保全率先実行計画(第四期)では、平成25年度から平成27年度にかけて二酸化炭素排出量の削減が大幅に進んだことから、直近の平成27年度比較で毎年度の削減目標を設定し、削減に取り組むものとしている。

※ 秋田県庁環境保全率先実行計画(第四期)までは、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算出する際に、省エネの取組による効果を明確にするため、電気の排出係数を平成25年度の基礎排出係数の値に固定していた。第五期計画からは温暖化対策法施行令に定める方法に準拠するとともに、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、環境省が公表している前年度の調整後排出係数を用いて算定した排出量により評価を行うこととする。【資料1別紙】

②指定管理施設の CO₂ 排出量の削減

- 令和 3 年度までに、指定管理施設の CO₂ 排出量を平成 25 年度比 10.0%削減することを目標としている。(平成 25 年度 CO₂ 排出量実績 47,269t)
- 指定管理施設は、あきたふるさと村、男鹿水族館、県立体育館、各流域下水道等を対象とする。
- 指定管理施設の令和 3 年度の CO₂ 排出量は、36,990t となり、平成 25 年度比で 21.7%の削減となった。

③グリーン購入に係る取組み 【資料 4】

- 対象 21 項目中、調達目標 90%以上を達成した項目は 10 項目であった。一方、目標に達しない項目数は、「予算の制約により低価格な非適合品を選択した」、「求める仕様・規格に合致する環境物品がなかった」、「発注者の認識不足」などの理由から、10 項目であった。

項 目	R3年度		評価		項 目	R3年度		評価	
	調達目標	調達率	R3	R2		調達目標	調達率	R3	R2
紙類	90% 以上	91.2%	○	○	自動車等	90% 以上	95.2%	○	○
文具類		96.3%	○	○	消火器		94.8%	○	△
オフィス家具等		86.5%	×	○	制服・作業服		74.6%	×	×
画像機器等		87.9%	×	○	インテリア・寝装寝具		96.1%	○	×
電子計算機等		85.3%	×		作業手袋		76.3%	×	×
オフィス機器等		95.8%	○		その他繊維製品		12.1%	×	○
移動電話		0.0%	×	×	設備		100.0%	○	△
家電製品		68.1%	×	×	災害備蓄品		96.4%	○	△
エアコン・イソナー等		100.0%	○	○	納入印刷物		99.3%	○	○
温水器等		—	—	—	ゴミ袋等		55.8%	×	△
照明		86.8%	×	○					

※「温水器等」は、購入実績なし。

※ R3 年度より対象項目が追加された。

④その他の取組み（目標管理組織）

- 水道水使用量、可燃ごみ及びコピー用紙購入量
 - ・水道使用量については、平成 27 年度比で 15.3%の削減となった。
 - ・可燃ごみ排出量は、平成 27 年度比で 4.0%の削減目標としており、令和 3 年度実績は、15.4%の削減となった。
 - ・コピー用紙購入量は、年度毎での変動が大きいことから、秋田県庁環境保全率先実行計画の第三期計画期間（H24～H28 年度）の平均購入量から 1.0%の削減を目標とし、令和 3 年度は、16.8%の削減となった。

項 目	基準 年度	基準年度 実績	R3年度		
			削減目標	実 績	削減率
水道（m ³ ）	H27	423,568	2.5%	358,878	15.3%
可燃ごみ（k g）	H27	1,160,320	5.0%	982,125	15.4%
コピー用紙購入量（枚）	第三期 平均※	139,519,962	1.0%	116,138,740	16.8%

※秋田県庁環境保全率先実行計画（第三期計画期間）の平成24～平成28年度の平均購入量（A4サイズ換算、枚）を基準とする。

（４）環境関連法規等の順守 【資料５】

71課所・474項目について内部監査を実施したところ、浄化槽法で不適合項目1件があり、改善依頼を行った。また、不適合には至らない観察項目が6件確認された。

適用法規名	項目数	不適合 項目数	適用法規名	項目数	不適合 項目数
廃棄物処理法	47	0	電気事業法	55	0
消防法	80	0	浄化槽法	49	1
毒物及び劇物取締法	21	0	ダイオキシン類対策特別措置法	3	0
農薬取締法	7	0	水道法	2	0
PCB 特別措置法	8	0	公害防止条例	11	0
大気汚染防止法	35	0	フロン排出抑制法	118	0
水質汚濁防止法	14	0	その他関連法規等	24	0
合 計				474	1

令和4年度外部評価委員会の評価結果について

生活環境部環境管理課

「あきたエコマネジメントシステム」においては、システムの運用状況について、客観性・透明性を確保するため、有識者に「外部評価委員」を委嘱し、「外部評価」を実施している。

1 外部評価委員委嘱者

氏 名	現 職
菅 原 拓 男	秋田大学名誉教授
津 村 守	津村コンサルタンツ事務所代表（エコアクション21審査員）
杉 舘 俊 彦	経営情報管理研究所代表（環境カウンセラー）

2 外部評価委員会開催日 令和4年9月26日（月）

3 評価結果

（1）総合評価

○ あきたエコマネジメントシステムについては、概ね良く取り組んでいるが、環境目的・目標達成に関するまとめ方については、各部局への要求項目等をはっきりさせるなど改善すること。

（2）主な意見

【環境保全施策の推進に関する環境目的・目標達成に向けた取組について】

○目標達成に向けた取組について、ここ数年未達成の項目があり、PDCAサイクルを回していくに当たり、現状の報告の仕方では対応が遅いと感じる。目標の未達成を是正するため、報告書に「是正措置」の記載項目を増やすことを提案する。

【グリーン購入の評価項目について】

○グリーン購入の取組に関する評価項目について、物品の購入件数が少ないなど、マネジメントシステムにあまり関与していない項目は評価から外し、紙類・文具類・自動車など、エネルギーを使う項目やリサイクルに配慮すべき項目を重点的に残した方が良い。

4 評価結果を受けた対応方針

（1）環境目的・目標達成に関するまとめ方について

○ 「未達成の理由」を記載する際には、具体的な要因を明確にするとともに、「目標達成に向けた取組」の欄には、未達要因を踏まえて、次年度以降の改善に繋がる是正措置を具体的に記載する。

(2) グリーン購入の評価項目について

- グリーン購入法において、地方公共団体は、毎年度、環境物品の調達方針を作成し、当該方針に基づきグリーン購入を推進することが努力義務とされていることから、県の物品調達に当たっては、調達方針に定める全対象項目について、今後も引き続きグリーン購入に努めることとする。